

「仕様書ダウンロードに関する同意書」

本ホームページに掲載されている仕様書（以下、「本仕様書」という）のダウンロードおよび閲覧を行う個人または法人（以下、「甲」という）は、下記の条件を自己の責任において正確に確認し、これを順守することに同意する。また、本同意書への同意により、甲は、「NPO法人テレメータリング推進協議会」（以下、「乙」という）および本仕様書の権利保有者に対し、下記の条件を履行する義務が生じることを確認および同意する。

第1条（本仕様書の使用目的）

甲は、本仕様書に基づき自己の製品を開発・製造・販売を実施するかどうかの検討、本仕様書に基づく製品の購入・採用検討、および学術目的での検討のため（以下「本件目的」という）にのみ、本仕様書を使用することができる。

第2条（利用許諾契約の締結）

前条による本件目的の検討の結果、甲が開発・製造・販売を実施する場合には、別途乙の定める仕様書利用許諾契約（以下「利用許諾契約」という）を事前に締結する必要がある、かかる契約締結を経ない実施は、本同意書違反はもとより、本仕様書の権利者の知的財産権の侵害にあたることを確認および同意する。なお、乙は、利用許諾契約締結の具体的手続について、別途甲に対し連絡することとする。

第3条（秘密保持義務）

1. 甲は、本仕様書（利用許諾契約条件等、本仕様書に関連して乙から受領した情報がある場合はそれらの情報の全てを含む。以下同じ。）を善良なる管理者の注意をもって秘密として保持し、本件目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示または漏洩しないものとする。なお、甲は、自己の取引先等の第三者にも本仕様書を確認させる必要がある場合、当該第三者自らが本同意書に同意のうえ、乙から本仕様書を入手する必要があることを認識し、その旨を当該第三者に伝えるものとする。
2. 甲は、本件目的に関連する自己の役員および従業員（派遣社員を含む。以下同じ。）に対してのみ本仕様書を開示できる。ただし、この場合当該役員および従業員に本同意書に定める義務の内容を知らしめ、順守させるものとする。なお、甲が個人の場合は、自己以外の第三者に開示できない。
3. 甲は、本仕様書の頒布、譲渡、転売行為、貸与、使用許諾、転写、転載、改変、改ざん、部分使用、再利用その他本同意書に抵触する恐れのある行為、またはこれに類する行為を行わないものとする。

第4条（本仕様書の削除）

甲は、乙より書面による要請があった場合、遅滞なく本仕様書のデータを削除するものとする。なお、この場合、乙は、甲に対し、かかるデータを削除した旨の証明書の提出を要望できる。

第5条（本仕様書の変更）

甲は、本仕様書が甲へ事前の予告なく、任意に改訂されうることを認識のう

え、本仕様書を使用するものとする。なお、かかる改訂の通知は、文書、電子メールまたはウェブページ等別途乙の定める方法により随時なされる。

第6条（産業財産権の出願）

甲は、本件目的の達成過程で本仕様書を基に発明等をなした場合は、すみやかに乙にその旨を通知すること。また、当該発明等を産業財産権として出願する場合は、その取扱いについてその都度甲乙協議のうえ決定すること。なお、甲は、単独で当該産業財産権を取得した場合は、乙の理念に配慮し、無償又は公平、合理的かつ非差別的な条件で乙の会員に実施を許諾する。

第7条（非保証）

本同意書の如何なる条項も、本同意書に基づく本仕様書の使用、改訂等により、直接もしくは間接的に甲に利益をもたらし、または損害を及ぼさないこと、その他乙または本仕様書の権利保有者が名目の如何を問わず、甲に対し何ら保証義務または損害賠償義務等を負うものではない。

第8条（解釈）

本同意書は、両者間における物品の売買、役務の提供等もしくはこれらの予約または本同意書に定めのない事項を約定するものではなく、また、乙または本仕様書の権利保有者から甲に対する知的財産権、ノウハウ等の利用・使用を許諾するものではない。

第9条（契約違反時の措置）

乙は、甲が本同意書の条項のいずれかに違反した場合、甲に対し、当該違反行為の差止等を請求することができるものとする。また、かかる場合、甲は、当該違反のために乙が被った損害に対する賠償金を支払うものとする。かかる支払いに関する乙からの請求に対し、甲は異議申立を行わないものとする。

第10条（裁判管轄）

本同意書および本仕様書に関する訴訟については、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議解決）

本同意書に定めのない事項および本同意書の解釈に疑義が生じた事項については、その都度当事者間において、誠意をもって協議するものとする。

以上